

令和8年2月13日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八幡平市長 佐々木孝弘

市町村名 (市町村コード)	八幡平市 (214)	
地域名 (地域内農業集落名)	北村 (北村)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月15日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手が不足している
- ・中心経営体の高齢化が著しく、経営承継されない場合、10年後に70歳以上の耕作者の割合が急増する
- ・農地が分散しており集約化が急務である
- ・変形田が目立ち作業効率が悪い

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稲は、経費削減や計画的な農地活用等のため、耕畜連携や飼料用米の団地化を進める。
- ・農地の適正な管理(耕作放棄地の削減等)のため、集落内の中心経営体(3~4経営体を集落で育成)への農地の集積・集約を進めて行く。
- ・多様な担い手創造のため、集落での話し合いの場を設け、行政やJAの支援制度を活用した新規就農者や後継者の育成を 目指していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	145 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	145 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、耕作を継続できなくなった農地については保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、集落の中心経営体への農地集積・集約を集落全体で進め、併せて集落で耕作している集落外の中心経営体への働き掛けにより、農地の集積・集約を進めて行く。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落の農地の貸し借りは、中間管理機構を基本とし、段階的に中心経営体への集積・集約を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
必要に応じて、費用対効果を前提に集落で協議していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者の確保や農業を担う者の経営拡大等、集落の新たな後継者確保のため、JAや普及センター、土地改良区などの関係機関との連携を図り、農地の斡旋や栽培技術指導等、切れ目のない支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
集落の担い手でカバーできない農地について、JA新しいわてや集落外の法人への刈取り作業や乾燥調整等の作業を委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

<p>【選択した上記の取組方針】</p>
